7章 保健事業の実施計画

本市では、被保険者の健康保持増進及び継続的な疾病の予防などを目指し、今まで取り組んできた保健事業について、実施内容を見直しながら事業を継続します。また、各種データの分析結果から、明らかになった健康課題の解決に向け、次の3つの保健事業を実施します。

1. 健康課題を解決する保健事業

(1) 特定健康診査

事業名	巫珍向上分 竿(土巫於孝分竿)					
目的		受診向上対策(未受診者対策)				
内容	特定健診受診率の向上及び対象者の健康管理の意識向上					
対象者	メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施					
実施期間	過去3年間、1回も特定健診を受診していない40歳~74歳の被保険者					
	4月下旬以降~9月末(予定)					
実施機関	市及び委託事業者					
実施場所	委託事業者の設置するコールセンター及び市 (4) 4 日本の影響を表現るコールセンター及び市					
実施方法	(1)4月下旬以降に本市が過去3年間の間、特定健診の受診状況を確認できない方を特定健診の未受診者として、全員に未受診に係る理由等に関するアンケート調査を実施する。 (2)(1)の未回答者に対して、電話で以下の事項について説明、確認及び受診勧奨を行います。なお、電話連絡ができなかった場合は、後期の健診に向けた受診勧奨通知を送付します。 ①健診受診の必要性の説明 ②今までの未受診に関する理由の確認 ③特定健診と併せて、がん検診等の受診勧奨 ④後期に予定されている健診日程の説明 また、他の健診(人間ドック等)の受診者への健診結果の提供依頼や受診の意向の確認に また、他の健診(人間ドック等)の受診者への健診結果の提供依頼や受診の意向の確認に					
	加え、受診しないと回答する方の理由のききとり等状況確認を行い、地域特性に合った勧奨方 法等次年度以降の事業内容検討の際に活用します。					
 評価時期	平成 29 年度末					
11 lm - 3 343	可圖斯列 丁及乙中及不					
評価方法	評価指標	目標算定根拠	目標値 (平成 29 年度)			
ストラクチャー・プロセス	①市及び委託業務 ②平成 26 年度~平成 28 年度の 3 か年連 続未受診者	平成 25 年度~平成 27 年度 の 3 か年連続未受診者 数:5,365 人	被保険者の資 格者全員			
アウトプット	(1)アンケート調査の効果 回答率 (2)個別電話連絡の効果 ①連絡率(電話がつながった) ②回答率(調査に回答してくれた)	平成 26 年度の実績 電話勧奨受診率:28% 通知勧奨受診率:26%	(1) 25% (2) ① 85% ② 20%			
アウトカム	アンケート回答者及び電話連絡ができた方のうち、特定健診受診済の方、他の健診等の結果を提供した方及び受診を積極的に 検討すると回答した方の合計割合	平成 25 年度~平成 27 年度 で受診率の高い年度+1%UP 平成 26 年度受診率(45.0%) +1%UP=46.0% 平成 27 年度対象者で設定 (平成 27 年度:10,911 人)	5%			

(2) 特定保健指導

<u> </u>					
事業名	特定保健指導事業(拡充事業)				
目的	特定保健指導の実施率向上を図り、生活習慣病の予防及び重症化を予防する				
	①特定健診会場での面談、②グループ支援1回コース(栄養・運動指導)、				
内容	③体組成計による測定会、④個別面談、⑤家庭訪問				
対象者	特定保健指導対象者				
実施期間	8月中旬~翌8月末				
実施機関	市保健師・管理栄養士、グループ支援運動指導外部委託				
実施場所	保健福祉センター、各センター、対象者宅				
実施方法	(1)体組成計による測定会 体組成測定結果の説明及び健診結果の説明、生活習慣の振り返りと改善のためのアドバイス を実施します。 平成 29 年度より、実施回数及び開催か所の拡充、休日開催を開始します。 ①実施回数:5 回から9回、②開催か所:1 か所から3 か所、③休日の実施				
(私允) (2)家庭訪問 地区担当保健師及び管理栄養士による訪問での個別面談を実施します。平成 29 年 非常勤保健師雇用による個別支援の充実化を図ります。					
評価時期	平成 29 年度末、平成 29 年度法定報告後				
評価方法	評価指標	目標算定根拠	目標値 (平成 29 年度)		
ストラクチャー・ プロセス	(1)体組成計による測定会①実施回数②各センターでの実施③休日の実施(2)未支援者への家庭訪問実施率(脱落者を除く)	・対象者の声・前年度参加率及び申込率等実績・予算措置状況	(1) ①回数 9 回 ②3 か所 ③休日 1 回 (2)100%		
アウトプット	①特定保健指導実施率 ②特定保健指導利用率	平成 27 年度実績 ①57.5% ②79.6%	①60% ②80%		
アウトカム	①実施者のうち腹囲が改善した方の割合 ②実施者のうち食生活が改善した方の割合 ③実施者のうち運動習慣が改善した方の割合 ④利用者のうち、翌年度に特定保健指導の対象者とならなかった方の割合	平成 27 年度実績 ①53.8% ②59.4% ③46.9% ④18.8%	①55% ②60% ③48% ④20%		

(3) 重症化予防

(0) 至沚门	143					
事業名	特定健診後受診勧奨事業~重症化予防~(継続・拡充事業)				
目的	人工透析への流入予防					
内容	特定健診の結果、空腹時血糖 126mg/dl 以上またはヘモグロビン A1c6.5%以上(NGSP)、e-GFR50.0 未満、尿糖(+)以上、尿蛋白(+)以上(尿蛋白については e-GFR50.0 未満の方)のいずれかに該当する方に、優先的に電話での医療機関受診勧奨及び保健指導を行い、受診につなげる					
対象者	特定健診受診者の中で空腹時血糖 126mg/dl 以上、e-GFR50.0 未満、尿糖(+)以上、尿蛋白(+)以上(尿蛋白については e-GFR50.0 未満の方)のいずれかに該当する方(見込数:337人)					
実施期間	8月中旬~3月末					
実施機関	市保健師・管理栄養士					
実施場所	保健福祉センター					
実施方法(継続、拡大)	(1)電話での受診勧奨【継続】 対象者に電話での受診勧奨を行い、特定健診結果の説明及び保健指導等を同時に実施し医療機関受診につなげます。その結果、医療機関受診につながったかどうかをレセプトデータ等で確認します。また、次年度の特定健診において、検査データの確認を行います。					
評価時期	平成 29 年度末、平成 30 年 6 月末、次期計画の最終年度末					
#11m: 3773	THE TAX TAX TAX TAX TO A TO A TO A TO A TO					
評価	評価指標	目標算定根拠	目標値 (平成 29 年度)			
ストラクチャー・ プロセス	①電話勧奨架電率 ※1 人に対してつながるまで3回架電する	平成 27 年度は実施対象者と 実施方法が異なるため、前年 度事業実績なし	100%			
アウトプット	①電話勧奨保健指導実施率 ②医療機関を受診した方の割合	平成 27 年度実績は実施対象者と実施方法が異なるため、前年度事業実績はなし①59.4%②44.5% ※特定健診検査項目全体の要精密検査者を含む	①60% ②50%			
アウトカム (中長期)	①医療機関受診者のうち透析に移行した 人数	平成 27 年度実績 6 人 ※平成 27 年度については、 被保険者中の透析の移行者 数を示す	0人			

2. その他の保健事業

(1) 各種疾病の予防事業

① がん検診の受診率の向上

悪性新生物の対策においては、早期発見・早期治療が重要となっています。そのため、がん検診の受診率を向上させ、国保被保険者のがんの早期発見・早期治療の促進及びがん予防への意識付けを行います。

特に若年層の受診率向上を目指すため、広報・啓発活動に取り組み、また、市内のイベント等で受診勧奨や検診の申し込みを受け付けます。

(2) 生活習慣病予防事業

(1) 若い世代の健康意識の向上と健康づくり

生活習慣病は高血圧性疾患、糖尿病、脂質異常症等の複合的な要因によって引き起こされることから、こどもの頃から健康について興味関心を持ってもらうため、本市オリジナルの体操を作成し、小学生を中心に普及します。また、こどもの親などにも生活習慣を見直すきっかけづくりとなるように、地域ぐるみで健康について意識できるような周知啓発を行います。

② 短期人間ドック・脳ドック

短期人間ドック・脳ドック受検時の費用の一部を助成することによって、疾病の早期発見、早期治療に役立て、健康の保持増進につなげます。

また、受検結果を受領し、特定保健指導につなげるとともに、結果に対する相談や医療機関等への受診勧奨を行います。

③ 糖尿病性腎症重症化予防準備事業

糖尿病の予防及び重症化対策においては、医療機関との連携のもと本人の取り組みが必要となります。 このことから、第2期計画の策定に向け、糖尿病性腎症重症化予防についての仕組みづくり等の検討をします。

また、糖尿病リスク群に対するアプローチについても、平成30年度以降の取り組みとします。

④ 慢性閉塞性肺疾患(COPD)予防事業(拡大事業)

市では、COPD の予防及び喫煙習慣がある方の減少のため、特定健診受診者で問診項目において喫煙習慣があると回答した方及び喫煙習慣のある市民に対して、禁煙勧奨及び COPD の周知啓発の実施を行うとともに、COPD 予防教室を実施します。

(3) 医療費適正化事業

① 医療費通知

年 4 回の医療費通知を発送することにより、被保険者の健康、医療に対する認識を高め、国保事業の健全な運営を図ります。

また、通知の対象診療月及び通知回数について、効果的な実施方法となるよう見直しを行います。

② 後発医薬品の利用促進

年1回のジェネリック医薬品差額通知を送付することにより、被保険者への周知と利用促進を行います。 また、年1回の発送の時期や回数について、見直しを行い、回数を増やします。